

環境項目	法令等名称	管轄省庁等	条文の名称等	対象者	届出必要情報	届出先	備考	届出単位			強制力		届出媒体		環境報告ガイドラインの記載項目との関連性			
								事業者	工場、拠点	その他	義務規定	努力義務規定	紙媒体	電子データ	関連性有無	内容	△となる理由	
化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	環境省	新規化学物質製造等の届出(H3)	新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするもの	新規化学物質の 名称 その他省令で定める事項	厚生労働省大臣・経済産業省大臣・環境省大臣		○			○		○	○	—		—	
			一般化学物質等に関する届出(H8)	1トン以上の化学物質を製造し、又は輸入したもの	一般化学物質ごとの、毎年度、前年度の 製造数量又は輸入数量、用途等	経済産業大臣	罰則あり		○			○		○	○	○	OP-8:化学物質の排出量、移動量及びその低減対策 (記載することが期待される情報・指標) 化学物質の製造・輸入量、取扱量、平均保管量、最大保管量(トン)、用途等	—
			優先評価化学物質に関する措置届出(H9)	1トン以上の優先評価化学物質を製造し、又は輸入したもの	優先評価化学物質ごとの、毎年度、前年度の 都道府県別製造数量又は国・地域別輸入数量、用途等	経済産業大臣	罰則あり		○			○		○	○	○		—
			監視化学物質に関する措置届出(H13)	製造し、又は輸入したもの	監視化学物質ごとに毎年度、前年度の 製造数量又は輸入数量、用途等 (除く試験研究)	経済産業大臣	罰則あり		○			○		○	○	○		—
			第2種特定化学物質に関する規制(届出等、表示)H35、R4	第2種特定化学物質を製造し、若しくは輸入するもの又は第2種特定化学物質使用製品を輸入するもの、第2種特定化学物質取扱事業者	製品ごとに、 製造または輸入予定数量 その他(毎年度報告、除く試験研究)	経済産業大臣	罰則あり		○					○	○	—		
			第1種特定化学物質に関する規制(届出)H26	第1種特定化学物質を業として使用しようとするもの	用途 その他(除く試験研究)	主務大臣			○			○		届出先省庁により異なる		—		
			有毒性情報の報告等(H41)	優先評価化学物質、監視化学物質、第2種特定化学物質又は一般化学物質(報告対象物質)の製造又は輸入の事業者	その対象物質について、 有害性 (難分解性、高蓄積性、人毒性あり、生態毒性あり)に係る試験を行った場合、又は同等の知見を得た場合	厚生労働省大臣・経済産業省大臣・環境省大臣	罰則あり		○			○		○		—		
			情報の提供(H12)	業として優先評価化学物質を使用するもの、その他業として取り扱う者(優先評価化学物質取扱業者)が、優先評価化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するとき	優先評価化学物質の名称等の情報 を提供するよう努める	相手方の事業者	サプライチェーンにおける情報伝達(2011.4.1)努力義務					○		○	○	△	OP-8:化学物質の排出量、移動量及びその低減対策 (記載することが期待される情報・指標) 川上(化学物質製造事業者等)から川下(成形品製造事業者等)への化学物質有害性情報に係る伝達の方針及び取組状況	法令では化学物質の名称等を情報伝達
			情報提供(H16)	業として監視化学物質を使用するもの、その他業として取り扱う者(監視化学物質取扱業者)が、監視化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するとき	監視化学物質の名称等の情報 を提供するよう努める	相手方の事業者	サプライチェーンにおける情報伝達(2011.4.1)努力義務					○		○	○	△		
廃棄物・リサイクル	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	一般廃棄物の処理建設廃棄物の保管(H12、K8)	事業者	建設事業に伴う(特管)産業廃棄物を生じる事業所の外で、300m3以上の場所に 保管を行おうとする旨	知事		○			○		都道府県毎に異なる		—	—		
			一般廃棄物の処理多量廃棄物排出(H12、R6、K8)	多量の産業廃棄物(1000トン/年以上)を生ずる事業者	産業廃棄物 減量化計画 (様式第2の8)を作成し6月30日までに知事に提出し、翌年6月30日までに 実施状況 (様式第2の9)を報告・ 計画期間、事業、管理体制、抑制、分別、再生利用、中間処理、埋立又は海洋投棄、処理委託に関する事項	知事		○			○		都道府県毎に異なる		△	OP-9:廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策 ア.廃棄物等の発生抑制、削減、リサイクル対策に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等 イ.廃棄物の総排出量(トン) ウ.廃棄物最終処分量(トン)	法令は減量化計画のみを届出	
			特別管理産業廃棄物多量廃棄物排出(H12、R6、K8)	多量の特管廃棄物(50トン/年以上)を生ずる事業者	特管産廃物 減量化計画 (様式第2の13)を作成し知事に提出し、翌年6月30日までに 実施状況 (様式第2の14)を報告すること	知事		○			○		都道府県毎に異なる		△			
			産業廃棄物管理表(マニフェスト)知事への報告書(H12、K8)	管理票交付者	事業者ごとの毎年6月30日までの前年度 交付状況	知事		○			○		都道府県毎に異なる		—	—	—	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	環境省	PCB廃棄物の規制(1)保管等の届出(H8、K4附則2)	事業者及びPCB廃棄物を処分するもの	「PCB廃棄物の 保管及び処分の状況 」を施行規則様式1号を用い、知事に届出る	知事		○			○		都道府県毎に異なる		○	OP-8:化学物質の排出量、移動量及びその低減対策 ア.化学物質の管理方針及び管理状況 イ.化学物質の排出量、移動量の低減対策に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等	—	

H.2.2は法第2条2項1号を指す。Rは施行令,Kは施行規則を指す。